

平成27年第1回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	議案第22号 土曜授業の実施について
2	議案第23号 枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱の制定について
3	議案第24号 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて

○開催日時 平成27年1月23日 午後2時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

土曜授業の実施について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成27年1月23日

枚方市教育委員会
教育長 村橋 彰

1. 内容

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」のまとめ及び学校教育法施行規則の一部改正（平成25年11月29日施行）を踏まえ、枚方市立小中学校において、「土曜授業」を実施する。

2. 目的・意義

学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして実施する。

この「土曜授業」を「開かれた学校づくり」「地域人材等の積極的な活用」を観点として実施することで、児童・生徒に、学校における授業や地域における多様な学習、体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支える。

また、「土曜授業」の実施に伴い、標準授業時数を確保することを前提に平日の授業時間を調整することで、平日の放課後に、教員が児童・生徒と関わる時間を確保できるとともに、校内研修の時間が確保できることで、教員の指導力の向上に繋がる。

3. 実施内容

午前中（3時間授業）を基本として、「開かれた学校づくり」または「地域人材等の積極的な活用」を観点に、教育課程に位置づけて実施する。

〔主な実施内容〕

- ・授業参観・オープンスクール（各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間）
- ・外部人材を活用した授業（キャリア教育・健康教育・防災教育・安全教育・読書活動等）
- ・体験活動・ボランティア活動
- ・運動会等の学校行事（宿泊学習を除く）

議案第 23 号

枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 16 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 1 月 23 日

枚方市教育委員会
教育長 村橋 彰

1. 内容

次ページのとおり

枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱

平成27年 月 日 制定
枚方市教育委員会要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、民間スポーツ施設開放事業として、企業又はその他の法人等（以下「企業等」という。）の協力のもとに、提供可能なスポーツ施設を広く開放することにより、企業等と地域社会との新たな連携を形成するとともに、スポーツ活動の場の充実を図ることを目的とする。

(開放施設)

第2条 開放するスポーツ施設は、本市と企業等が協議し、スポーツ活動の場として提供可能とした施設（以下「開放施設」という。）とする。

(団体登録)

第3条 開放施設を使用することができるものは、市内に在住し、在職し、又は在学する者で構成され、教育長の登録を受けた団体とする。

2 教育長は、前項の登録を受けた団体が不正な手段により登録を受けたと認めるときその他不相当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(開放施設の使用)

第4条 開放施設を使用しようとするものは、教育長が定める日に、所定の申込書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申込書の提出があった場合において、適当と認めるときは、開放施設の使用が確定したことを通知する。

3 教育長は、開放施設の使用において、管理運営上支障があると認めるときは、使用を停止することができる。

4 開放施設の使用は、教育長と当該企業等が協議の上定めたところにより行うことができる。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第5条 開放施設の使用の確定通知を受けたものは、開放施設の使用に係る権利を譲渡し、又は開放施設を目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。